

改定後	改定前
<p>第4条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、<u>国籍、在留資格、在留期間</u>、取引を行う目的、およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出するものとします。</p> <p>（略）</p> <p>7. 当社は、<u>日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあります、当該会員は届出に応じるものとします。</u></p>	<p>第4条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出するものとします。</p> <p>（略）</p> <p>なし</p>
<p>第14条（会員保障制度）</p> <p>（略）</p> <p>3. <u>⑦会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起因する場合</u></p> <p>⑧前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>⑨戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>⑩その他本規約に違反する使用に起因する損害</p>	<p>第14条（会員保障制度）</p> <p>（略）</p> <p>3. ⑦前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>⑧戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>⑨その他本規約に違反する使用に起因する損害</p>
<p>第22条（期限の利益の喪失）</p> <p>（略）</p> <p>4. 本会員は、第23条第1項第7号または第8号の事由に<u>該当したことが判明した場合</u>、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p>	<p>第22条（期限の利益の喪失）</p> <p>（略）</p> <p>4. 本会員は、第23条第1項第7号または第8号の事由により<u>会員資格を取消された場合</u>、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p>
<p>第23条（会員資格の取消）</p> <p>（略）</p>	<p>第23条（会員資格の取消）</p> <p>（略）</p>

3. 当社は、会員が本条第1項第7号または第8号の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。

4. 会員資格を取消されたときは、当社が必要と認めた場合には、本会員は速やかにカードおよびチケット等当社から貸与された物品を当社に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。

5. 当社は、会員資格の取消を行なった場合、カードおよびチケット等の無効通知ならびに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。

6. 本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。

3. 会員資格を取消されたときは、当社が必要と認めた場合には、本会員は速やかにカードおよびチケット等当社から貸与された物品を当社に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。

4. 当社は、会員資格の取消を行なった場合、カードおよびチケット等の無効通知ならびに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。

5. 本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。

<リボ払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等>

(略)

・分割払い

支払回数	3	4	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間(月)	3	4	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率(%)	12.20	12.96	13.50	13.86	14.57	14.74	14.87	14.94	14.96	14.96	14.91	14.82
利用金額100円当りの分割払い手数料の額(円)	2.04	2.72	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20	12.24	13.60	16.32	20.40	24.48

<リボ払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等>

(略)

・分割払い

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間(月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率(%)	12.00	13.25	13.75	14.25	14.50	14.75	14.75	14.75	14.75	14.75	14.50
利用金額100円当りの分割払い手数料の額(円)	2.01	3.35	4.02	6.70	8.04	10.05	12.06	13.40	16.08	20.10	24.12

支払回数	40	42	48	50	54	60
支払期間 (ヶ月)	40	42	48	50	54	60
実質年率 (%)	14.76	14.72	14.61	14.57	14.50	14.38
利用金額 100円当 りの分割 払い手数 料の額(円)	27.20	28.56	32.64	34.00	36.72	40.80

  

<p>&lt;分割払いのお支払い例&gt;          利用金額 50,000 円、10 回払いで分割払い          をご利用された場合          ①分割払い手数料…50,000 円 × (6.80 円 ÷          100 円) = 3,400 円          ②支払総額…50,000 円 + 3,400 円 = 53,400          円          ③分割支払額…53,400 円 ÷ 10 回 = 5,340 円</p>	<p>&lt;分割払いのお支払い例&gt;          利用金額 50,000 円、10 回払いで分割払い          をご利用された場合          ①分割払い手数料…50,000 円 × (6.70 円 ÷          100 円) = 3,350 円          ②支払総額…50,000 円 + 3,350 円 = 53,350          円          ③分割支払額…53,350 円 ÷ 10 回 = 5,335 円</p>
--	--

  

<p><b>個人情報の取扱いに関する同意条項</b>          (略)</p> <p><b>第1条 (個人情報の収集・保有・利用等)</b>          1. ①申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記載しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債および収入、<u>国籍</u>、<u>在留資格</u>、<u>在留期間</u>に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる)ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という)</p>	<p><b>個人情報の取扱いに関する同意条項</b>          (略)</p> <p><b>第1条 (個人情報の収集・保有・利用等)</b>          1. ①申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記載しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債および収入、<u>在留資格</u>に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる)ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という)</p>
--	--

<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。））は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。</p> <p>（略）</p>	<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。））は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明し<u>会員資格が取り消された</u>場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。</p> <p>（略）</p>
--	---